平成２１年（フ）第１５３０号
愛知県北名古屋市北野五反畑102番地10
債務者　国正こと　國正　智加
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７２号
愛知県一宮市両郷町５―24　南郷荘１号室、登録原票記載事項証明書上の住所愛知県江南市村久野町平河112番地
債務者　ＮＩＳＨＩＯ　ＪＥＮＮＥＦＥＲ　Ｙ　Ｕこと　ニシオ　ジェネファー　ユ
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２０３２号
大阪府豊中市豊南町西１丁目１番１―304号
債務者　竹本　征二
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７２８号
大阪府東大阪市長堂１丁目24番16号
債務者　古谷　尚美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８８６号
大阪市住之江区平林南２丁目６番54―1016号
債務者　中家　祐美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９０５号
大阪府枚方市伊加賀西町84番18号
債務者　西野　誠一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０４８号
大阪府門真市脇田町33番14―501号
債務者　川畑　英樹
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３１４号
大阪市淀川区西三国３丁目11番54号
債務者　下村　昌恵
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３２９号
大阪市旭区生江３丁目10番15―101号、住民票上の住所大阪府守口市大日町１丁目３番38―705号
債務者　松尾慎太郎
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５４３号
大阪市東淀川区南江口３丁目１番58号
債務者　荒見　由美
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６９９号
大阪府吹田市日の出町11番47号
債務者　岩田　　渉
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７６９号
大阪市大正区泉尾４丁目15番７―103号
債務者　新郷　　健
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７７４号
大阪府守口市藤田町２丁目７番５号
債務者　徳田　勝人
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７８４号
大阪市旭区新森６丁目８番24号　メゾン新森302
債務者　惠谷　和孝
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８１６号
大阪市東住吉区湯里６丁目７番２号　文化２階
債務者　新本レベッカこと　パーク　レベッカソット
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８５２号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目７番26号
債務者　飯島　和子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９２３号
大阪府門真市向島町９番17―１号
債務者　延山永信こと　玄　　永信
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部